

取得価額に含めなくてもよい付随費用

Q : 当社は、今月、新車を購入しました。その際に支払った自動車取得税は、車両の取得価額に含めなければならないのでしょうか。

A : 自動車取得税については、取得価額に含めるかどうか、会社の任意とされています。

【解説】

減価償却資産の取得価額には、原則としてその資産の購入代価とその資産を事業に使用するために直接要した費用が含まれます。

また、引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税など、その資産の購入のために要した費用も取得価額に含まれます。

ただし、減価償却資産の取得に関連して支出した費用であっても、次に掲げる費用は、取得価額に算入しないことができます。

(1) 租税公課等

- ① 不動産取得税や自動車取得税
- ② 新築又は増築に対して課される事業所税
- ③ 登録免許税その他登記や登録のために要する費用

(2) 建物の建設等のために行った調査、測量、設計、基礎工事等でその建設計画を変更したことにより不要となったものに係る費用

- (3) いったん締結した減価償却資産の取得に関する契約を解除して、他の減価償却資産を取得した場合に支出する違約金
- (4) 固定資産を取得するための借入金の利子
- (5) 割賦購入資産の取得価額のうち、契約において購入代価と割賦期間分の利息や代金回収のための費用等が明らかに区分されている場合のその利息や費用

